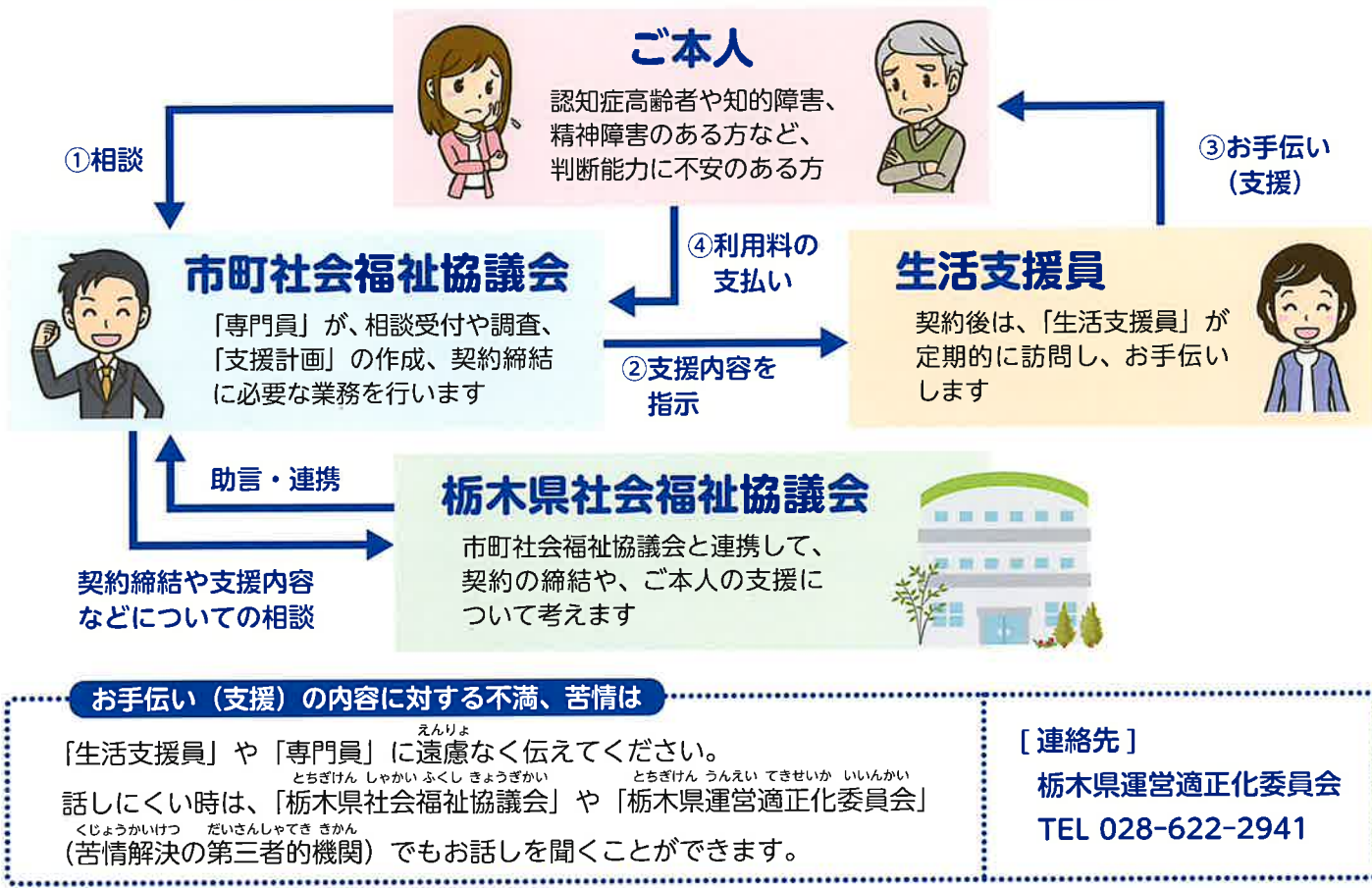


あすてらす（日常生活自立支援事業）のしくみ



ご相談・お問い合わせは、お住まいの市町社会福祉協議会へ

名 称	住 所 ・ T E L	名 称	住 所 ・ T E L
宇都宮市社会福祉協議会	宇都宮市中央 1-1-15 TEL 028-635-1234	上三川町社会福祉協議会	河内郡上三川町上蒲生 127-1 TEL 0285-56-3166
足利市社会福祉協議会	足利市東砂原後町 1072 TEL 0284-44-0372	益子町社会福祉協議会	芳賀郡益子町益子 1532-5 TEL 0285-70-1218
栃木市社会福祉協議会	栃木市今泉町 2-1-40 TEL 0282-20-7755	茂木町社会福祉協議会	芳賀郡茂木町茂木 1043-1 TEL 0285-63-4969
佐野市社会福祉協議会	佐野市大橋町 3212-27 TEL 0283-21-5330	市貝町社会福祉協議会	芳賀郡市貝町市埜 1720-1 TEL 0285-68-3151
鹿沼市社会福祉協議会	鹿沼市万町 931-1 TEL 0289-63-2817	芳賀町社会福祉協議会	芳賀郡芳賀町祖母井南 1-6-1 TEL 028-677-4711
日光市社会福祉協議会	日光市鬼怒川温泉大原 2-6 TEL 0288-25-3070	壬生町社会福祉協議会	下都賀郡壬生町壬生甲 3843-1 TEL 0282-82-7899
小山市社会福祉協議会	小山市中央町 2-2-21 TEL 0285-22-5353	野木町社会福祉協議会	下都賀郡野木町友沼 5840-7 TEL 0280-57-3100
真岡市社会福祉協議会	真岡市荒町 110-1 TEL 0285-83-8585	塩谷町社会福祉協議会	塩谷郡塩谷町玉生 872 TEL 0287-45-0133
大田原市社会福祉協議会	大田原市本町 1-3-1 TEL 0287-23-7375	高根沢町社会福祉協議会	塩谷郡高根沢町石末 1825 TEL 028-612-3440
矢板市社会福祉協議会	矢板市泉 526 TEL 0287-43-8700	那須町社会福祉協議会	那須郡那須町寺子乙 2566-1 TEL 0287-72-5133
那須塩原市社会福祉協議会	那須塩原市南郷屋 5-163 TEL 0287-38-1161	那珂川町社会福祉協議会	那須郡那珂川町馬頭 560-1 TEL 0287-92-2226
さくら市社会福祉協議会	さくら市櫻野 1329 TEL 028-682-2217		
那須烏山市社会福祉協議会	那須烏山市田野倉 85-1 TEL 0287-88-7551		
下野市社会福祉協議会	下野市小金井 789 TEL 0285-43-1250		

とちぎ権利擁護センター (社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会)

〒320-8508 栃木県宇都宮市若草 1-10-6
TEL 028-621-1234 FAX 028-621-5298

あなたの「安心な暮らし」をお手伝いします

にちじょう せいかつ じりつ しえん じぎょう
日常生活自立支援事業のご案内

とちぎ権利擁護センター

あすてらす

「あすてらす」は愛称です。「明日を照らす」と「私たちの大地」の2つの意味があります。

ホームヘルパーなどの
福祉サービスは
どうやって
利用するの？



福祉サービスの利用料や
公共料金の支払い、
銀行やATMでの払戻しが
うまくできない…

このようなお困りごとはありませんか？

通帳などの大切な書類を
よくなくしてしまう…



郵便物がいろいろ届くけど
どうしたら良いのか
わからない…

社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会

「あすてらす」(日常生活自立支援事業)ってなあに？



認知症の高齢者や知的障害、精神障害のある方など、判断能力に不安があり、福祉サービスの利用や、生活費の管理に困っている方が、地域で安心して生活できるようにお手伝いする事業です。
ご本人と社会福祉協議会（社協）が「契約」を結ぶことで、サービスの提供を行います。
そのため、ご本人には「**契約内容を理解できること**」と「**利用意思**」が必要です。

どんなことをしてくれるの？

次の3つのお手伝いをすることができます。

① 福祉サービス（ホームヘルパーやデイサービスなど）を利用するためのお手伝い

福祉サービス利用援助

- 福祉サービスの利用についての情報提供や相談
- 福祉サービスの利用や、やめるために必要な手続きのお手伝い
- 福祉サービスを利用して不満や苦情があったら、苦情解決制度を利用する手続きのお手伝い



② 日常的なお金の出し入れのお手伝い

日常的金銭管理サービス

- 福祉サービス利用料、医療費、税金、公共料金等を支払うお手伝い
- 生活に必要なお金を、ご本人の通帳から払い戻してお渡しします。
また、預け入れるお手伝いもできます。



③ 大切な書類やはんこなどのお預かり

書類等預かりサービス

- 銀行の貸金庫などを利用して次のものをお預かりします。
預貯金通帳、はんこ、年金証書、保険証書、権利証、契約書類など
※ただし、現金、株券、貴金属類等は預かれません



なお、借金等の債務整理や売買契約の取り消し、日常の買い物や送迎などは、「あすてらす」(日常生活自立支援事業)では対応できません。

利用するのにお金はかかるの？

利用料金は次のとおりです。



	お手伝いの内容	料 金
契 約 前	相談、支援計画の作成、契約の締結	無 料
契 約 後	●福祉サービス利用のお手伝い	1 回おおむね 1 時間
	●日常的なお金の出し入れのお手伝い	1,000円
	●大切な書類やはんこなどのお預かり	月額 500円

※生活保護を受けている方は、利用料が免除されます。

利用するまでの流れはどんなの？

① 相 談

お住まいの社会福祉協議会へご相談ください。
相談内容の秘密は必ず守ります。



② 訪 問

社会福祉協議会の専門員がご自宅などを訪問し、
困っていることなどをお聞きします。



③ 支援計画の 作成

ご本人の困りごとや希望を確認しながら、専門員が「支援計画」を作成します。「支援計画」には、お手伝いの内容や訪問する人、訪問回数などが書いてあります。



④ 契 約

「支援計画」の内容などをご本人に確認いただいた後、
ご本人と社協（市町社協、県社協）とで契約を結びます。



⑤ 支援の開始

担当の生活支援員が、定期的にご自宅などを訪問し、
「支援計画」に基づいてお手伝いします。



「専門員」

ご本人の生活状況の確認や「支援計画」の作成、契約の締結などを行います。また、関係機関との調整や生活支援員への指示なども行います。



「生活支援員」

「支援計画」に基づいて、ご利用者のもとを定期的に訪問します。福祉サービス利用のお手伝いや預貯金の出し入れをサポートします。



あすてらす(日常生活自立支援事業)が利用できないこともあるの？



あすてらす(日常生活自立支援事業)の利用には、ご本人に「契約内容を理解できること」が必要です。
そのため、契約内容の理解が難しい場合には、ご利用いただけません。
その場合には、「成年後見制度」の利用を検討することも必要かもしれません。
「成年後見制度」について詳しくは、お住まいの行政窓口か社会福祉協議会にご相談ください。